

「平成28年度第2回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会」議事録

○日 時 平成28年8月29日（月）15時00分から

○場 所 豊橋市上下水道局 大会議室

○出席者 別紙「出席者名簿」参照

○傍聴人 1名

○事務局 豊橋市都市計画部都市交通課
前田課長、金子課長補佐、浅岡主査、文野主査、平田、太田

〔会議資料〕

◆次第

◆出席者名簿

【資料1】「地域生活」バス・タクシー運行事業（東部地区）の一部停留所の休止について

【資料2】「地域生活」バス・タクシー運行事業（北部地区(石巻西川・賀茂地区、下条地区)の事業計画の変更（案）について

【資料2-1】石巻・下条地域交通推進委員会の取組について

【資料3】「地域生活」バス・タクシー運行事業（前芝地区）の事業計画の変更（案）について

【資料3-1】しおかぜバス運営協議会の取組について

【資料4】「地域生活」バス・タクシー運行事業（川北地区）の事業計画の変更（案）について

【資料4-1】かわきたバス運営委員会の取組について

【資料5】豊鉄バス新豊線・豊川線の運賃の変更について

【資料6】豊橋鉄道渥美線時刻表の沿線校区への配布について

【資料7】豊鉄バス幹線バス終バス延長の実施について

「ええじゃないかとよはしカーフリーデー2016」チラシ

議 事

1. 開会

- ・本日の議事録署名者として委員2名が会長より指名された。
- ・今回の議事の内容あるいは進行の過程の中で、非公開事項に関するところがあるかどうかの確認がされた。(非公開事項に関する事項はなし)

2. 協議事項

- (1)「地域生活」バス・タクシー運行事業(東部地区)の一部停留所の休止について
- ・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業(東部地区)の一部停留所の休止について、【資料1】に基づき説明が行われた。

(質疑等)

- ・なし

議長から協議事項(1)を諮ったところ、全会一致で承認された。

- (2)「地域生活」バス・タクシー運行事業(北部地区(石巻石川・賀茂地区、下条地区)の事業計画の変更(案)について

- ・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業(北部地区(石巻石川・賀茂地区、下条地区)の事業計画の変更(案)について、【資料2】に基づき説明が行われた。

・オブザーバーより、石巻・下条地域交通推進委員会の取組について、【資料2-1】に基づいて説明が行われた。

(オブザーバー)

・「柿の里バス」支援会員募集として、石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の各校区の人たちに「柿の里バス」の実情を説明してバス利用を進めると同時に、支援をお願いしている。会費は1口1,000円で、申込み1口につき「柿の里バスポート引換券」1枚を交付する。7月現在の申込数は59口。

・推進委員会等の開催として、総会を1回、推進委員会を5回の計6回開催している。

・キャンペーンの実施として、「夏休み小学生50円バス」の実施に合わせてチラシを配布するとともに、「夏休み小学生無料キャンペーン」を実施した。実施期間は平成28年7月19日～8月31日。対象者は期間中に利用した小学生と同伴者1名は無料とした。運賃は、石巻・下条地域公共交通推進委員会から支出している。7月現在で小学生4人が利用した。

・「柿の里バスニュース」の発行として、石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の7校区にキャンペーンの情報や運行ダイヤ等を記載した「柿の里バスニュース」を回

覧している。実施期間は、平成28年4月～8月に5回発行しており、通算では56号発行している。

- ・今後の方針として、10月1日の運行内容変更の認可をいただけたらパンフレットを作成・各戸配布を予定している。また「柿の里バスニュース」の発行を通じて、運行内容変更の周知など更なる利用促進を図ることと、それぞれの時期に応じてイベントやキャンペーンを実施していく。

(質疑等)

(委員)

- ・事業計画の変更(案)について、新設されたバス停を通るのが、上下1便のみとなっているが、なぜそのような運行内容にしたのか。

(事務局)

- ・柿の里バスについては、現在の運行内容でも起点から終点まで利用すると約1時間半かかる。今回の乗り入れによってさらに5分程度運行時間が延びるので、全体の運行時間を延ばすと、起点に近い方から利用した方の乗車時間がより長くなってしまいうので、まずは影響の少ない便から乗り入れを行った。

(委員)

- ・50円バスは小学生4人しか利用していなかったのか。

(オブザーバー)

- ・毎年利用者は少ない。

議長から協議事項(2)を諮ったところ、全会一致で承認された。

(3)「地域生活」バス・タクシー運行事業(前芝地区)の事業計画の変更(案)について

- ・事務局より、「地域生活」バス・タクシー運行事業(前芝地区)の事業計画の変更(案)について、【資料3】に基づき説明が行われた。

- ・オブザーバーより、しおかぜバス運営協議会の取組について、【資料3-1】に基づき説明が行われた。

(オブザーバー)

- ・運行経路の変更の考え方について、上りの現行の運行経路は、国道23号バイパス側道を左折するため危険である。そこで、前芝住宅から信号を直進した方が安全ではない

かという考え方で変更する。また、その間に「前芝西」停留所を、少しでも多くの人に利用してもらうために設置する。

- ・「しおかぜバス豊橋市民病院線乗継きっぷ」について、豊橋市民病院へ利用したいという声がたくさんあるので、利便性の向上を考えて設定する。
- ・豊橋まつり開催日の臨時運行について、市民からの強い要望があるため、時間の早い第1便と第2便を除いた便で運行をする。
- ・資料の(1)～(4)に関しては、「しおかぜバスニュース」でPRしたいと考えており、広報とよはし9月15日号と同配する予定である。
- ・今後の取組みとして、3万人達成キャンペーンを実施する予定であり、「しおかぜバスニュース」を作成して、敬老会や小学校などに配布してPRしていきたい。

(質疑等)

- ・なし

- ・議長から協議事項(3)を諮ったところ、全会一致で承認された。

(4)「地域生活」バス・タクシー運行事業(川北地区)の事業計画の変更(案)について

- ・事務局より「地域生活」バス・タクシー運行事業(川北地区)の事業計画の変更(案)について、【資料4】に基づき説明が行われた。

・オブザーバーより、かわきたバス運営委員会の取組について、【資料4-1】に基づき説明が行われた。

(オブザーバー)

- ・かわきたバス運営委員会の開催状況について、運営委員会はほぼ月1回のペースで計4回開催した。
- ・少ない人数でじっくり話し合いをするため、小委員会を設置した。
- ・利用促進について、大村線の利用促進を図るため、「為金畑中」バス停を設置する。現行の「為金」と「勘太」バス停間の距離が長くお年寄りには大変であることと、「為金畑中」付近には住宅もあるため設置する。また、こども未来館周辺で止まって欲しいという要望があったため「こども未来館・商工会議所前」バス停を設置する。
- ・「牛川の渡し」ツアーの実施について、資料4-1記載のとおり実施した。
- ・今年度の利用者数は少しずつ増えており、ツアーの影響もあると思われるが、増加数はツアー参加者数を上回っているため、地域住民の利用も増加傾向であると思われる。
- ・今後の取組について、あらゆる機会をとらえて利用促進を働き掛ける。小委員会において、地元として意見を検討する。「魚市場ツアー」など新たなツアーの検討を行う。

運行ルート、バス停設置などについて再検討する。

(質疑等)

(委員)

・「牛川の渡し」ツアーの企画は大変良かった。今後もぜひ続けていただきたい。地域の方だけでなく他の地域の方も利用できると思う。「魚市場ツアー」も計画しているということでぜひ多くの方に利用いただけるよう頑張ってください。

(委員)

・「牛川の渡し」ツアーは常時無料か。

(委員)

・「牛川の渡し」は豊橋市の市道となっているので常時無料で運行している。

・議長から協議事項(4)を諮ったところ、全会一致で承認された。

(5) 豊鉄バス新豊線・豊川線の運賃の変更について

・委員より、豊鉄バス新豊線・豊川線の運賃の変更について、【資料5】に基づき説明が行われた。

(質疑等)

(委員)

・利用者にとっては安くなるが、豊鉄バスにとっては減収になるのか。

(委員)

・減収になるかもしれないが、利用者が増えれば変わらないかもしれない。

・議長から協議事項(5)を諮ったところ、全会一致で承認された。

(6) 豊橋市地域公共交通条例(仮称)について

・事務局より、豊橋市地域公共交通条例(仮称)について、説明が行われた。

(事務局)

・1. 目的について、本条例は公共交通に関係するものとして市民、事業者、公共交通事業者、市の4者を定めている。その上で、関係者による連携・協働の交通事業を推進し、都市の持続的な発展に寄与することを目的としている。

・ 2. 基本理念について、豊橋市は今後、人口減少と高齢化が進展することや地球環境問題の深刻化といった社会情勢や交通を取り巻く環境の変化に対応するため、集約型都市構造を目指している。そのために、市民の生活の質の向上・交流の促進を図る都市交通体系を目指し、将来にわたって維持し活性化させることが必要である。また、このことを実現するためには市民・公共交通事業者など関係するそれぞれの者が、それぞれの役割を認識し、皆で連携して地域公共交通を守り・育てていく必要がある。

・ 3. 市民の役割について、(1) 市民は基本理念にのっとり、地域公共交通への理解と関心を深めるとともに、過度に自家用車に頼らず、地域公共交通を積極的に利用するよう努めなければならないこととする。

(2) 市民は、事業者、公共交通事業者及び市が実施する地域公共交通の維持及び利用促進に関する施策に協力するよう努めることとする。

・ 4. 事業者の役割について、(1) 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う移動、従業員の通勤等における地域公共交通の利用を促進するとともに、従業員に対し過度に自家用車に頼らないような意識変革を行うよう努めなければならないこととする。ここで言う事業者というのは、市内で事業活動を行う法人などを意味している。

(2) 事業者は、市民、公共交通事業者及び市が実施する地域公共交通の維持及び利用促進に関する施策に協力するよう努めることとする。

・ 5. 公共交通事業者の責務について、(1) 公共交通事業者は、基本理念にのっとり、市民及び事業者の意向を十分に把握し、効率的な事業運営に反映されるよう努めなければならないこととする。

(2) 公共交通事業者は、その社会的な役割を認識した上で、地域公共交通の利便性を向上させるとともに、その利用を促進するよう努めなければならないものとする。その社会的な役割というのは、公共交通が市民の日常生活の重要な移動手段であることを意味している。

(3) 公共交通事業者は、市民、事業者及び市と実施する地域公共交通の維持及び利用促進に関する施策の推進に協力するよう努めなければならないこととする。

・ 6. 市の責務について、(1) 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者並びに公共交通事業者の参画と協働の下、地域公共交通の利便性の向上及び利用促進に関する施策を立案し、実施しなければならないものとする。

(2) 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者、公共交通事業者。周辺市町村、公共交通事業者が組織する団体及びその他の関係機関の施策に関する理解を深め、かつ、協力を得るよう努めなければならないこととする。

(3) 市は、市民及び事業者に対し、環境や健康に配慮した交通行動への変革や、利用することで公共交通を支えるという意識の変革に努めなければならないこととする。

・ 7. 基本施策について、市は、市民、事業者及び公共交通事業者との連携により、次に掲げる基本施策を推進するよう努めなければならないこととする。

- (1) 利便性が高く、効率的な地域公共交通の路線網の形成。
- (2) 地域公共交通利用者が円滑で快適に乗車できる環境の整備。
- (3) 地域公共交通相互及び地域公共交通と自転車や自家用車等が円滑で快適に乗換えできる環境の整備や待ちやすい環境の整備。
- (4) 従来の乗合型の地域公共交通の運行が難しい地域における移動手手段の確保。
- (5) 地域公共交通の積極的な利用及び過度な自家用車利用からの転換についての意識の変革。
- (6) まちづくりと連携した地域公共交通施策の実施。

・ 8. 国等への要請等について、市長は、地域公共交通の維持及び活性化に関する施策を実施する上で必要があると認めるときは、公共交通事業者及び公共交通事業者が組織する団体に対し、助言を行うとともに、国、県その他関係機関に対し、必要な要請または提案を行うものとする。

・ 今後のスケジュールについて、例規審査会、建設消防委員会で協議したのち、11月下旬から一ヶ月パブリックコメントで市民からの意見を聴取し、3月の市議会に諮っていくことを予定している。

・ 本日は、今後の手続きに先だって、参考に意見をいただく趣旨である。

(質疑等)

(委員)

・ 6. 市の責務(2)について、公共交通事業者が2回出てきているが、ひとつ多いのでは。また、「その他関係機関の施策に関する理解を深め」という表現が分かりづらい。

・ 5. 公共交通事業者の責務(2)の公共交通事業者として、その利用を促進するよう努めるという部分と、6. 市の責務(1)の市が公共交通の利用促進に関する施策を立案するという部分で、公共交通事業者として利用促進に努めることと市が公共交通の利用促進として施策を立案し実施することの違いを教えてほしい。

(事務局)

・ 市の責務(2)については、市は施策の推進にあたって関係機関の施策に関する理解を深め、協力を得ることを努めるという趣旨であるが、表現の仕方は他都市の先行事例等を参考にしながら作成しており、もう一度よく精査して考えたいと思う。

・ 公共交通事業者が組織する団体はタクシー協会などの団体をイメージしている。その他の関係機関というのは、タクシー協会などの団体に沿わないような機関を指す。

・ 公共交通事業者と市の取組の違いというのは、市だけで進める公共交通の利用促進策もあるが、市単独ではできないこともあるので、市と公共交通事業者と連携して利用促進に努める必要があるため、市と公共交通事業者のそれぞれに記載している。

(委員)

・6(2)の市民と事業者が施策を立てることはないので、「協力を得るよう努める」という部分にかかっているのか。市民や事業者が施策を立てるといふ文面は違和感があるので再検討してほしい。

(事務局)

・了承した。検討する。

(委員)

・この条例に違反すると罰則はあるのか。

(事務局)

・この条例は理念条例といって、責務という言葉を使用しているが、「努めなければならない」と表現をしている。これは努力義務ということで罰則などはない。あくまでも交通施策の利用促進に関する方針や姿勢を示すためのものである。

(委員)

・この条例の中に「努力する」と「努力しなければならない」の2つの表現がされているが、努力義務ということであれば「努力します」という表現で良いと思う。

(委員)

・条例案を平成29年3月議会に提出することは分かったが、スケジュールを詳しく説明してほしい。

(事務局)

・豊橋市地域公共交通活性化推進協議会で意見をいただくのは、前回と今回の2回で考えている。
・今後のスケジュールとしては、パブリックコメントを11月下旬から一ヶ月間を予定している。

(委員)

・抽象的な事柄なので、そのどのどのような意図があるのかは噛み砕いていかなければ良いものにならないと思う。プロセスが重要だと思う。
・理念条例ということだが、他都市の事例等を教えてほしい。

(事務局)

・他都市の事例は新潟市・金沢市・岐阜市・長岡京市・松山市・福岡市・熊本市の計7都市で交通に関する条例が制定されている。本市でも理念条例がある。

(委員)

・この条例案の意見を事務局に提出するなどの機会を設けていただけると委員としても意見を出しやすいと思う。

(事務局)

・条例案に対する意見について、期限を決めて照会した上で、次回の会議で意見に関する回答を伝えられたら良いと思う。

(委員)

・7. 基本施策(1)の「利便性が高く効率的な」という表現は、かなり公共交通を使われる都市の文言なのでは。

・豊橋市のような地方交通であれば、相反する表現であると思う。例えば、「合理的な」などの表現が的確だと思う。

(事務局)

・意見を参考にする。

(委員)

・安全という概念を意識して出しても良いのではないか。

(事務局)

・前向きに検討する。

(委員)

・事例として挙げられた都市は条例を作って変化があったのか。

(事務局)

・成果の数値は無い。アンケートの回答としては、公共交通の活性化に繋がったという回答がほとんどだった。

(委員)

・条例といっても具体的なイメージが湧いてこないなので、イメージが湧きやすくなるよ

うな工夫や、条例の内容を実現するのは市民なので、条例を制定した後には条例の広報を工夫して実施することが必要と考えられる。

- ・こういった条例は各都市がどんどん制定していくのか。

(事務局)

・5都市程度は交通政策基本法が制定される前に条例を制定した。最近では岐阜市が交通計画を策定するとともに条例を策定した。

・交通政策基本法ができてからは交通政策基本法があるので条例は作らなくてもよいのではないかと。という意見と、交通政策基本法に則ってさらに行政として公共交通を守るという意見の両極に分かれていると思う。他都市の状況は聞いてないが、交通に関する新たな計画を更新する中で、条例を制定して市民の意識を高めていく動きもあるので、豊橋市としては市民意識を高めることと行政として公共交通を守っていくことの後ろ盾として条例を制定していく。

(7) 豊橋鉄道渥美線時刻表の沿線校区への配布について

・事務局より、豊橋鉄道渥美線時刻表の沿線校区への配布について、【資料6】に基づき説明が行われた。

(質疑等)

(委員)

- ・この取組は初めて行うものか。

(委員)

・以前にも新聞へのチラシを出したこともある。渥美線はリーマンショック以降定期利用は堅調であるが、定期外の利用がかなり減少している。沿線の工場の従業員が大幅に減少していることや、休日に新豊橋への利用が大幅に減少していることから、少しでも利用促進を行うということをお願いしたい。

(委員)

- ・駅ごとにどんなサービスが得られるかなどの情報もいるかもしれない。

(委員)

・とりあえずは、雨の日やお祭りなどで出かける機会にこの時刻表が目にとまって、電車で行こうという考えになっていただければと思う。

議長から協議事項(7)を諮ったところ、全会一致で承認された。

3.報告事項

(1) 豊鉄バス幹線バス終バス延長の実施について

・事務局より、豊鉄バス幹線バス終バス延長の実施について、【資料 7】に基づき説明が行われた。

(質疑等)

(委員)

・東京発の21時30分のひかり号は豊橋駅で多くの利用者が下車するので、23時台のバスは利便性が高い。最近では豊橋駅周辺でお酒を飲んでいる人がたくさんいるので、そういう人達の足になると思う。

・利用者の計測は行うのか。

(委員)

・豊橋駅から乗る人数はカウントしていきたい。

・10月から実施することとなるが、今一番心配なのが運転手不足なので、時間外勤務として対応するが、翌日の勤務に影響するのでなかなか難しいのが実態。

・半年間はなんとか実施していくが、今後は市と協議しながら決める。

(委員)

・終バスの延長の実施に関して、周知方法はどのように行うか。

(事務局)

・沿線の校区へのチラシの各戸配布、豊橋駅バスセンター、T o y o はしごナイトの企画に参加していただいた飲食店へチラシと名刺サイズの時刻表の配布を可能な限りお願いしていきたいと考えている。また、広報とよはし9月15日号への掲載とバス車内でのポスターの掲示も検討している。

(2) 「ええじゃないかとよはしカーフリーデー2016」の開催について

・事務局により「ええじゃないかとよはしカーフリーデー2016」チラシに基づき説明が行われた。

(質疑等)

(委員)

・カーがフリーなので車でどこでも行って良いと理解されそうだが、趣旨は。

(事務局)

・車に依存せずに公共交通や自転車、徒歩などの移動手段を見つめ直して車に過度に依存しないような車の使い方を考えていただく日というものである。

4.その他

(意見等)

・なし

5.閉会

・事務局長から閉会の挨拶があり、会議は終了した。

以上、議事の正確を証するため署名押印する。

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員 ⑩

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会委員 ⑩